



JCBカード付帯保険のご案内



JCB THE CLASS

INSURANCE BOOK

本書はJCBザ・クラスに自動付帯されている各種損害保険(会員の 皆様を被保険者としてJCB(契約者)が保険料を負担しています。) についてその概要をご説明する目的でお送りしております。ご一読の うえ、保存されますようお願いいたします。また、海外旅行の際は緊 急時に備えてご携帯願います。なお、各種損害保険の普通保険約 款及び特約の内容の詳細などにつきましては別途お問い合わせ願い ます。

INDEX

《JCBザ・クラスカード付帯保険》

1.	JCBザ・クラス傷害保険	
	①相除なたわせおいよう	

1.	JCBザ・クラス傷害保険
	①保険金をお支払いする場合(海外旅行傷害保険)・・・・・・3~4
	②保険金をお支払いする場合(国内旅行傷害保険)・・・・・・5~6
	③保険金をお支払いできない主な場合(海外/国内旅行傷害保険)・・7~8
2.	JCBザ・クラス 国内・海外航空機遅延保険 · · · · · 9~10
3.	JCBザ・クラス ショッピングガード保険(国内/海外)・・・・・ 11~12
4.	JCBザ・クラス ゴルファー保険 · · · · · · 13~16
5.	保険金の請求について
	①保険金請求手続き/②必要書類 17~19
(2	各種お問い合わせ先》
1.	海外でお困りの際のホットラインサービス
	日本語安心サービス ・・・・・・ 20~22
	国際電話のかけ方 23
3.	お問い合わせ先 24

※海外旅行先の医療機関から提示を求められたときなどにご利用ください。

JCB THE CLASS OVERSEAS TRAVEL ACCIDENT INSURANCE CARD

INSURED No. JCB CARD No. INSURED JCB CARD MEMBER

COVERED PERIOD OF TRAVEL: Coverage shall commence upon leaving the residence in Japan for the purpose of overseas travel, and shall terminate at the end of three (3) months or upon return to the residence, whichever is sooner. Under non circumstances shall this

coverage extend beyond three (3) months for a single overseas trip.

However, should the date of departure from the residence differ from the date of departure from the country, coverage shall commence at 0:00 of the day before departure from the country. Likewise, if the date of return to the residence differs from the date of return to the country, coverage shall terminate at 24:00 on the day after returning to the country, subject to the coverage limit of three (3) months.

COVERAGE	AMOUNT INSURED
INJURY DEATH or RESIDUAL DISABILITY	¥100,000,000
INJURY MEDICAL EXPENSES	¥10,000,000
SICKNESS MEDICAL EXPENSES	¥10,000,000
BAGGAGE(EXCESS ¥3,000)	¥1,000,000
LIABILITY	¥100,000,000
RESCUER'S EXPENSES	¥10,000,000

This is to certify that "JCB THE CLASS OVERSEAS TRAVEL ACCIDENT INSURANCE" is in effect with us as stated above while you are JCB CARD member.

Sompo Japan Insurance Inc.

*家族特約対象者の海外旅行傷害保険付証明書が必要な場合には必要書類などをご案内い たしますので、P.24の「お問い合わせ先」にご確認ください。

《JCBザ・クラスカード付帯保険》

JCBザ・クラス傷害保険

被保険者:JCBザ・クラス本会員の方・家族会員

海外旅行傷害保険は、「家族特約」対象者を含みます。

- ●「家族特約」対象者とは、JCBザ・クラス本会員の方と生計を共に するご家族で、19歳未満のお子様をいいます。
- ●保険金請求の際に健康保険証または公的証明の写しにより、本 会員と同一生計の家族であることを確認します。

補償期間:JCBザ・クラス会員の方である期間

傷害保険金額一覧

1. 海外旅行傷害保険(自動付帯)	本会員・家族会員 家族特約対象者
傷害による死亡・後遺障害	最高1億円 最高1,000万円
傷害による治療費用	1,000万円限度 200万円限度
疾病による治療費用	1,000万円限度 200万円限度
賠 償 責 任	1 億円限度 2,000万円限度
携行品の損害(自己負担額1事故3,000円)	100万円限度 50万円限度
救 援 者 費 用 等	1,000万円限度 200万円限度

保険の対象と:海外旅行の場合、海外旅行の目的をもって日本国内の住居を なる旅行期間 出発されてから住居に帰着されるまでの間で、かつ、日本を出 国した前日の午前0時から日本に入国した翌日の午後12時まで をいいます。ただし、日本出国日から3カ月を限度とします。

2 国内旅行傷害保険(自動付帯)

①公共交通乗用具搭乗中の傷害事故	死亡·後	遺障害	最高1億円
②旅館ホテル宿泊中の火災・	入	院	日額5,000円
爆発による傷害事故 ③宿泊を伴う募集型企画旅行	手	祈	5,000円×(10~40倍)
参加中の傷害事故	通	院	日額2,000円

3. 注意事項

- ・出発前に上の保険に関する手続きはいっさい必要ありません。
- ・死亡保険金の受取人は、被保険者の法定相続人、その他の保険に ついては被保険者となります。ただし、救援者費用保険金については、 被保険者または法定相続人のうち、当該費用を負担した方となります。
- ・JCBザ・クラス付帯の旅行傷害保険(海外・国内)の死亡・後遺障害保険金額および入院・通院保険金額(国内のみ)につきましては、他のクレジットカード付帯の保険契約から同時に保険金が支払われる 場合には、これらの契約のうち最も高い保険金額を限度として保険金が支払われます。後遺障害保険金は最も高い保険金額に普通 保険約款にて定める支払い割合を乗じた金額を、手術保険金の場 合は最も高い入院保険金日額に普通保険約款にて定める倍率を 乗じた金額をそれぞれ限度として支払われます。
- 海外旅行傷害保険(死亡・後遺障害保険金を除く)の各種保険金 につきましては、他の旅行傷害保険から同時に保険金が支払われる場合、これらの契約の保険金額を合算した額の範囲内で実際の 損害額を限度として保険金が支払われます。
- ・補償内容については諸般の事情により一部変更する場合がありま す。詳しくはP.24の「お問い合わせ先」にご確認ください。

引受保険会社:損害保険ジャパン株式会社(幹事)、

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

保険金をお支払いする場合

海外旅行傷害保険

保	険の種類	保険金額	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金※
傷	死亡 後遺障害	本会員·家族会員 最高1億円 家族特約対象者 最高1,000万円	旅行期間中の事故によるケガが原因で 事故の日から180日以内に死亡または後 遺障害を生じたとき。	・亡くなられたとき・・・・・保険金額(死亡・後遺障害)の100%。 ・後遺障害を生じたとき・・・・・その程度に応じて保険金額(死亡・後遺障害) の3%~100%。
害	治療費用	1回の事故につき 本会員·家族会員 1,000万円限度 家族特約対象者 200万円限度	旅行期間中の事故によるケガが原因で 医師の治療を受けたとき。 ※事故の日から180日以内に要した費用に限ります。	下の①~③の費用のうち実際に支出された金額を、傷害の場合は1回の事故につき、疾病の場合は1回の病気につき各々の保険金額を限度としてお支払いします。
疾病	治療費用	1回の病気につき 本会員・家族会員 1,000万円限度 家族特約対象者 200万円限度	旅行期間中に発病または原因が発生し(特定の感染症の場合は感染し)旅行期間中または旅行行程終了後72時間を経過するまでに(特定の感染症の場合は30日間を経過するまでに) 医師の治療を受けられたとき。 【特定の感染症】コレラ、ベスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリア、コンコ出血熱、マールブルク病、コウシジオイデス症、デンク熱、類口虫(がつこうちゅう)、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、肝疾疾性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性島インフルエンザニバウィルス感染症、赤病、ダー媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レブトスピラ症、新型コロナウイルス感来。赤病、水型コロナウイルス感来。赤病、多一葉が全脳炎腸チフス、リフトバレー熱、レブトスピラ症、新型コロナウイルス感染症、赤病、多一葉が全脳が影響を発動の治療日から180日以内に要した費用に限ります。	①治療のために必要な次の費用 (1)診療費・手術費など診療関係費、入院費 (2)病院までの交通費、緊急移送費、転院費(入院先の病院で治療が困難な場合など) (3)ホテル客室料(入院が不可能である場合など) (4)通訳雇用費用 (5)義手・義足の修理費(傷害治療のみ) ②入院により必要となった身の回り品購入費(5万円限度)、通信費(1回の事故につき、合算して20万円限度) ③入院または通院により必要となった旅行行程復帰または、帰国のための交通費、宿泊費(本来帰国に要すべき費用を除きます。)
頭	營償責任	1回の事故につき 本会員家族会員 1億円限度 家族特約対象者 2,000万円限度	旅行期間中に誤って他人をケガさせたり 他人のものを壊したりして、被害者から 法律上の損害賠償を請求されたとき。	下の①、②のうち実際に支出された金額を1回の事故につき保険金額を限度としてお支払いします。 ①法律上支払わなければならない損害賠償金 ②保険会社が妥当と認めた以下の費用 ・損害防止軽減費用 ・緊急費用 ・訴訟費用など
携	行品損害	1旅行中 本会員・家族会員 100万円限度 家族特約対象者 50万円限度 保険期間中 100万円限度 自己負担額 1回の事故につき 3,000円	旅行期間中に携行する身の回り品(被保険者の所有するもの)が盗まれたり、 事故により壊れたりしたとき。	時価額または修理費のいずれか低い額を限度としてお支払いします。ただし携行品1つ(1点または1対)あたり10万円が限度となります。また、旅券の盗難などによる損害については、現地での再発給費用(交通費、宿泊費を含みます。)を5万円を限度としてお支払いします。 ※1回の事故毎に損害額のうち3,000円はご自身で負担していただきます。 乗車船券、航空券などについては、事故の後に実際に支出した費用を1事故につき5万円を限度としてお支払いします。
救	接者費用等	1回の事故につき 本会員家族会員 1,000万円限度 家族特約対象者 200万円限度	旅行期間中に以下に該当した場合 ①ケガをして事故の日から180日以内に亡くなられたとき。 ②病気により亡くなられたとき。 ③病気にかかり医師の治療を受け、旅行行程終了後30日以内に亡くなられたとき。 ④ケガまたは病気により継続して3日以上入院されたとき。 ⑤搭乗している航空機、船舶などが行方不明または遭難したとき。 ⑥事故により生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要となったとき。(ただし被保険者の無事が確認できた後に現地に赴く救援者の費用は対免事となりませなりませなり表見の日間の日間では、	被保険者および親族の方が実際に支出した次の費用で損害保険ジャパン株式会社が妥当と認めた費用を保険期間中、保険金額を限度としてお支払いします。 ① 捜索救助費用 ② 救援者の現地までの往復航空運賃などの交通費 ③ 救援者のホテルなど宿泊施設の客室料(救援者1名につき14日分まで) ④ 救援者の渡航手続費、現地での諸維費 ⑤ 現地からの移送費 ⑥ 遺体処理費用(100万円限度) 上の②から④の費用は上表の金額が限度となります。また、3日から6日までの入院の場合には、⑤の移送費用は支払われません。 ※ 払択しを受けた金額、負担することを予定していた金額、傷害治療費用または疾病治療費用で支払われるべき金額は美月息ます。また、3日から6日まで

[※]上の表中の「お支払いする保険金」欄に上限金額が明記されている項目につきましては、他の海外旅行 となります。

3

払われるべき金額は差し引きます。

対象となりません。)

傷害保険契約との重複がある場合でも、実際に支払われる保険金の合計額は明記されている額が上限

[※]旅行をキャンセルした場合などに新たに生じるキャンセル代などにつきましては、補償の対象とはなりませ

保険金をお支払いする場合

国内旅行傷害保険

下の①~③の場合、保険金をお支払いいたします。

保隆	倹の種類	保険金額	保険金をお支払い	する場合	お支払いする保険金
	死亡 後遺障害	最高1億円	①被保険者が日本国内を旅行中、乗 乗用具搭乗中に傷害を被り、右記の		左の①~③によりその傷害が原因で事故の日から180 日以内に (1)亡くなられたとき 保険金額(死亡・後遺障害)の100%。 (2)後遺障害を生じたとき
傷害	入院	・入院保険金 1日につき 5,000円 ・手術保険金 5,000円×倍率	た場合。 ※航空機に搭乗の場合は、航空機の乗客に限場構内における傷害事故および航空機の不用具搭乗中を含みます。 ②被保険者が日本国内を旅行中、宿泊施設に宿泊者として滞在中に、り傷害を被り、右の(1)~(5)に該当し ③被保険者が宿泊を伴う募集型企画害を被り、右の(1)~(5)に該当した	時着陸時の接続交通乗 旅館、ホテルなどの 火災・爆発事故によ た場合。 旅行に参加中に傷	その程度に応じて保険金額(死亡・後遺障害)の3%~100%。 左の①~③によりその傷害が原因で (3)入院されたとき・・・・・・5,000円/日ただし事故日より180日限度 (4)入院保険金を支払う場合で手術を受けられたとき5,000円に手術の種類に応じて定めた倍率(10倍、20倍または40倍)を乗じた額ただし1事故につき1回限度 (5)通院されたとき・・・・・・・2,000円/日
	通院	1日につき 2,000円			ただし事故日を含めて8日目以降において通院が継続されている場合で事故日より180日以内で90日限度

※カード利用の条件はありません。

■国内旅行傷害保険において

「募集型企画旅行に参加中」とは・・・募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募

だし募集型企画旅行の行程から離脱した期間は除きます。

※国内旅行傷害保険において入院保険金・手術保険金・通院保険金は、事故日を含めて7日以内に治

16日国土交通省告示第1593号に定められた標 準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定するものをいいます。)をいい、 会社の慰安旅行や業務出張などあらかじめ参加 者が決定している旅行は募集型企画旅行とはなりません。

> 集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関など(募集型企画旅行に参加する ために個別に利用する機関は含みません。)を 利用した時から最後の運送・宿泊機関などの利用を完了するまでの期間をいいます。た

> > 療を終了された場合にはお支払いの対象とはなりません。

保険金をお支払いできない主な場合

海外旅行傷害保険

	海外旅行傷害保険
保険の種類	お支払いできない主な場合
傷害	・被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ・被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ・被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ・被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失 ・戦争、その他の変乱 ・放射線照射・汚染、原子核反応 ・危険なスポーツ(*参照)中のケガ、また、原因のいかんを 問わず頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)および腰痛 で他覚症状のないものについては保険金をお支払いで きません。
疾病	・被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ・妊娠、出産、早産または流産に起因する病気 ・歯科疾病 また、原因のいかんを問わず頸部症候群(いわゆる「むちうち症」) および腰痛で他覚症状のないものについては保険金をお支払いできません。 *保険の対象となる旅行期間開始日以前に発病した病気についてはお支払いの対象となりません。
賠償責任	・被保険者の故意 ・被保険者の散意 ・被保険者の業務遂行に直接起因する事故 ・被保険者の親族に対する事故 ・自動車、船、航空機の操縦・操作に起因する事故 ・汚染物質に起因する賠償責任、罰金・違約金・懲罰的賠償額に対する賠償責任 ・預かっている物に関する事故、ただし、次の物はお支払いの対象になります。 ①ホテルの客室および客室内の動産(セイフティボックスのキーならびにルームキーを含みます。) ②ホームステイ先の部屋および部屋内の動産 ③レンタル業者から貸借した旅行用品または生活用品
携行品 損害	・被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失・すり傷など外観の損傷・携行品の設計・材質または製作の欠陥および自然の消耗・携行品の置き忘れまたは紛失・国または公共団体の公権力の行使(空港などの安全確認検査でのスーツケースなどの破壊は除きます。)・携行していない場合(配送中の事故など)は、お支払いの対象となりません。また、登山など危険な運動に用いる用具については、それら危険な運動を行なっている間の損害については保険金をお支払いできません。・保険の目的である液体の流出 ※次のような携行品の損害には保険金をお支払いできません。現金、小切手、株券、手形、預金証書、クレジットカード、定期券、帳簿、図面、入歯、コンタクトレンス、動物、植物、自動車、オートバイ、船など。
救援者 費用等	・被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ・被保険者の闘争行為、犯罪行為 ・被保険者の頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または 腰痛で他覚症状のないもの ・危険なスポーツ(*参照)中のケガ ・妊娠、出産などで入院した場合

国内旅行傷害保険

保険の種類	国 内 旅 行 傷 害 保 険 お支払いできない主な場合
保険の種類	お支払いできない主な場合 ・被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ・被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ・被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失 ・戦争、その他の変乱 ・放射線照射・汚染、原子核反応 ・危険なスポーツ(*参照)中のケガ ・地震、噴火または津波 ・「旅行中」の事故でない場合 (1)通勤・通学中の事故(往復途上の立ち寄り時を含む) (2)通常業務範囲内での移動中の事故(ただし、出張旅行中の事故は除きます) (3)日常生活範囲内での買い物や遊興目的の外出中など、旅行を目的としない外出中の事故 例)買い物、飲食、習い事、スポーツジムへの往復、病気、ケガの治療、同好会・チーム活動参加のための往復、映画鑑賞、観劇(コンサート・舞台・ミュージカル)、スポーツ観戦、パチンコ、麻雀、競輪、競馬、競艇、ゲームセンター、カラオケ など また、原因のいかんを問わず頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)および腰痛で他覚症状のないものについては保険金をお支払いできません。

*危険なスポーツとは、以下のものをいいます。

山岳登はん(ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの)、リュージュ、 ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機など)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な 運動

JCBザ・クラス国内・海外航空機 遅延保険

国内·海外航空機遅延保険

補償金請求者: JCBザ・クラス本会員・家族会員

補 償 期 間:JCBザ・クラス会員である期間

引 受 保 険 会 社:損害保険ジャパン株式会社(幹事)、

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

国内·海外航空機遅延保険(自動付帯)

補償内容	保険金額(本会員·家族会員)			
乗継遅延費用保険金	2万円限度			
出航遅延費用等保険金	2万円限度			
寄託手荷物遅延費用保険金	2万円限度			
寄託手荷物紛失費用保険金	4万円限度			

10

保険金をお支払いする場合

補償項目(本会員·家族会員)	保険金額	保険金をお支払いする場合		
乗継遅延費用保険金 (乗継地において発生した客 室料・食事代)	2万円限度	搭乗した航空機の遅延により 時刻から4時間以内に代替便を て、ホテル等客室料および代替	乗継する予定の航空機に搭乗することができず、遅延した航空便の実際の到着利用できなかった場合に、1回の遅延につき乗継遅延費用保険金額を限度とし便が利用可能となるまでの間に負担した食事代金をお支払いします。	
		※客室料・食事代はカード会員ご本人	様分のみとなりますので、内訳のわかる書類をご準備ください。	
出航遅延費用等保険金 (出発地において発生した食 事代)	2万円限度	搭乗予定の航空機について、出 じたことにより、出航予定時刻 費用等保険金額を限度として、 お支払いします。	航遅延、航空機の欠航・運休または搭乗予約受付業務のかしによる搭乗不能が生から4時間以内代替便を利用できなかった場合に、1回の遅延等につき出航遅延当該航空便またはその代替便が利用可能になるまでの間に負担した食事代金を	
4.10)		※ホテル等客室料はお支払いの対象 ※食事代はカード会員ご本人様分の	となりません。保険の対象となる旅行期間中に決定された出航遅延についてお支払いします。 みとなりますので、内訳のわかる書類をご準備ください。	
寄託手荷物遅延費用保険金 (衣料購入費等)	2万円限度	搭乗した航空機に預けた手荷 いないことを理由として、空港 生活必需品購入費用を1回の遅	物が航空機の到着後6時間以内に到着しなかった場合に、その手荷物が到着して に到着してから48時間以内の旅行行程中において負担した衣類購入費用または 延につき寄託手荷物遅延費用保険金額を限度として、お支払いします。	
寄託手荷物紛失費用保険金 (衣料購入費等)	4万円限度	搭乗した航空機に預けた手荷 れたものとみなし、その手荷物 程中に負担した衣類購入費用 を限度としてお支払いします。	物が航空機の到着後48時間以内に到着しなかった場合は、その手荷物は紛失さが到着していないことを理由として、空港に到着してから96時間以内の旅行行または生活必需品購入費用を、1回の紛失につき寄託手荷物紛失費用保険金額	
		※寄託手荷物遅延費用保険金とし	てお支払いする保険金を超える金額についてお支払いします。	

※他の傷害保険から同時に保険金が支払われる場合、これらの契約の保険金額を合算した額の 範囲内で実際の損害額を限度として保険金が支払われます。

お支払いできない主な場合

- ・被保険者、保険金受取人(これらの者の法定代理人を含みます)の故意、重過失ま たは法令違反
- ・地震、噴火または津波
- ・戦争、その他変乱(テロ行為を除く)、放射線照射、放射能汚染
- ・海外航空機遅延保険については、海外旅行傷害保険の補償期間外に生じた事故

JCBザ・クラスショッピングガード保険

ショッピングガード保険(国内/海外)

補償金請求者: JCBザ・クラス本会員・家族会員 補償期間: JCBザ・クラス会員である期間

年間補償限度額: 会員1名につき毎年4月1日から1年間の総補償金額

は500万円限度

自 己 負 担 額: 1回の事故につき3.000円

補 償 金 額: カードご利用額あるいは購入店の領収書に記載された

物品の購入金額(修理が可能な場合は修理金額 か購入金額のどちらか低い額)から自己負担

額3,000円を控除した額を限度とします。

※物品の購入に際しJCBザ・クラスと現金、商品券などを併用された場合には、カード利用額から自己負担額3000円を控除した額を限度とします。

この補償サービスにおいて補償を受けられるのは、補償の対象になる物品を正当な権利をもって所有されている方とします。 したがって、会員および家族会員ならびにこれらの方々からの補償の対象となる物品を譲り受けた方も補償を受けることができます。ただし、いずれの場合も補償を請求することができるのは原則として会員に限られます。

引受保険会社:損害保険ジャパン株式会社(幹事)、

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

お支払いする場合	補償の対象とならない物品	お支払いできない主な場合
補償期間内にJCBザ・クラス会員がJCBザ・クラス会員がJCBザ・クラスを利用して購入した物品(詳細は右記)で購入日(配送などによる場合には物品の到着日)から90日以内に偶然な事故(国内・海外問わず)によって損害を被った場合。	会員が購入した物品であっても次に掲げるものは補償の対象となりません。 (1)船舶(ヨット・モーターボートおよびボートを含む。)、航空機、自動車、原動機付自転車、自転車、ハンググライダー、サーフボード、セーリングボードおよびこれらの付属品 (2)養歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの (3)動物および植物 (4)現金、手形、小切手、その他有価証券、印紙、切手、乗車券など(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券・定期券・宿泊券・観光券および旅行券)旅行者用小切手およびあらゆる種類のチケット (5)稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの (6)自動車電話・携帯電話およびこれらの付属品 (7)食料品 (8)会員が従事する職業上の商品になるもの ※JCBギャルトで購入した物品は対象となりません。 ※補償の対象とならない物品は上記以外に追加されることもございます。詳しくはP.24「お問い合わせ先」にご確認ください。	(1) 会員または補償金を受け取る方の故意または重大な過失に起因する損害。 (2) 補償の対象となる物品の自然の消耗または性質によるさび、かび、むれ、変質、変色その他類似の事由またはねずみ喰い、虫喰いなどに起因する損害。 (3) 補償の対象となる物品の設計・材質または製作の欠陥およびこれらの欠陥に起因する損害。 (4) 戦争、暴動その他の事変に起因する損害。 (5) 国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。 (6) 核燃料物質の有害な性質に起因する損害。 (7) 置き忘れまたは紛失に起因する損害。 (8) 水災、地震または噴火に起因もしくはこれらに随伴して生じた損害。 (9) 詐欺または横領に起因する損害。 (10) 物品の誤った使用に起因する損害。 (11) 物品の配送中に生じた損害。

JCBザ・クラス ゴルファー保険

ゴルファー保険

者: JCBザ・クラス本会員・家族会員 : JCBザ・クラス会員である期間 間 引 受 保 険 会 社 : 損害保険ジャパン株式会社

保険金をお支払いする場合

	で大型でのメ	-140.9	9-%) L	
	保険の種類	保険金額		保険金をお支払いする場合
※ 談会が	(責任(国内・海外)(注) 長談代行サービスはあり にせん。相手の方となの保険 にせんご相談的なただを がはな会員ごればいただきます。 では、できます。	1億円限度	ゴルフの練習、競技または指導にれらに付随してゴルフ り、他人(キャディを含みます。)にケガを負わっせたり、他 費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。ただし、 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を (注1)法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわら (注2)お支払いする保険金は適用される法律の規定や相	場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。)中に発生した偶然な事故によ 人の財物を壊したりしたこと等によって法律にの損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および 1回の事故につき損害賠償金は保険金額を限度とします。 必要とします。 す、相手の方に支払われた賠償金等はお支払いの対象となりません。 手の方の損害の額および過失の割合等によって決定されます。
			ゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習、競技または指導 に、急激かつ偶然な外来の事故により被保険者自身がケ	(これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。)中 ガをされた場合に、保険金をお支払いします。
	死亡保険金		事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡さ合は、その金額を差し引いてお支払いします。	れた場合、保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場
		100万円限度	死亡保険金の額=保険金額の全額	
身体傷害	後遺障害保険金	100/3 180/2	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障 る後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額を限	害が生じた場合、その程度に応じて保険金額の 4 % \sim 100 % をお支払いします。ただし、お支払いす 度とします。
			後遺障害保険金の額=保険金額×後遺障害の程度に応じ	た割合(4%~100%)
国内	入院保険金(日額)	1.500円	入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180	日以内の入院日数に対し、1日につき死亡保険金額の1,000分の1.5を乗じた金額をお支払いします。
海外	八九休陕亚(日银)	1,30011	入院保険金の額=死亡保険金額×1.5 / 1000×入院日数	(事故の発生の日から180日以内)
20		1,000円	通院され、医師の治療を受けた場合、事故の発生の日から 分の1.0を乗じた金額をお支払いします。ただし、入院保険	その日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき死亡保険金額の1,000金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。
	通院保険金(日額) (注)		通院保険金の額=死亡保険金額×1.0 / 1000×通院日数	(事故の発生の日から180日以内の90日限度)
			(注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損 を常時装着したときはその日数について通院した (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに	傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギブス等ものとみなします。 他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。
ゴル	レフ用品(国内・海外)	保険期間中	ゴルフ場敷地内において、ゴルフ用品について次の①まただし、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。 ①ゴルフ用品の盗難(ただし、ゴルフボールの盗難につい	たは②の事由により生じた損害に対して、時価 ^(®) を基準に算出した損害の額をお支払いします。 ては、他のゴルフ用品と同時に生じた場合にかぎります。)
(注))	5万円限度	②ゴルフクラブの破損または曲損 (※)「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要 理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価額または (注)ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損または曲損	な額から使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。修 修繕費のいずれか低い方でお支払いします。 は、保険金お支払いの対象となりません。
			日本国内にあるゴルフ場 ^(*1) においてゴルフ競技 ^(*2) 中費用を負担することによって被る損害に対して、保険金しません。() 贈呈用記念品購入費用(現金、商品券等を除きます。)(②祝賀会費用 ^{(***})。)(③プルフ場に対する記念植樹費用(④同件キャディ(と対する祝儀	にホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、被保険者が慣習として以下①から⑤までの 額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額
			⑤その他慣習として負担することが適当であると社会通 (※1)この特約における「ゴルフ場」とは、日本国内に所	念上認められる費用(保険金額の10%を限度とします。) 在するゴルフ競技を行うための施設で 9 ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するもの
			をいいます。 (※2)この特勢における「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場に 者の同伴の有無は問いません。)、基準打数(パー) 規にラウンドすることをいいます。	おいて、他の競技者 1名以上と同伴し(ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技 35以上の 9 ホール (ハーフ)、または基準打数 (バー) 35以上の 9 ホール (ハーフ) を含む18ホールを正
	-ルインワン・アルバト ス費用(国内のみ)(注)		(※3) 祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルバ でゴルフ競技を行う場合において、被保険者から シリンまたはアルバトロスを行った日から1年以 (注1)ホールインワン・アルバトロス費用は、アマチュア 外となります。)。	トロスを行った日から3か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会とし 損保ジャパンにゴルフ競技を行う時期について告げ、損保ジャパンがこれを認めたときは、ホールイ 内に開催されたゴルフ競技に必要とする費用を含めることができます。 の方のみお引き受けできます(ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象
			(注2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を ★ご注意ください!	複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。
			キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホール し、以下のから④までのいずれかを満たすときにかすり ①そのゴルフ場の使用人が目撃しており、署名または ②会員となっているゴルフ場が主催または決権するな 技委員が目撃しており、署名または記名捺印された ③ビデナ神降(ビデオ場等機要じょしる単位で、日時 生	インワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。ただお支払いの対象となります。 記名捺印された証明書が得られる場合 式競技に参加している間のホールインワンまたはアルバトロスで、その公式競技の参加者または競証明書が得られる場合 所、ゴルファーの個別確認等が可能なもので、第1打からボールがホール(球孔)に入るまで連続した
			映像のものにかぎります。が提出できる場合 ①同伴競技者以外の第三者がお目撃しており、署名ま (※)例えば、前または後の組のブレーヤー、そのゴルフ ント会社の社員、またはゴルフ場に出入りする造園業	たは記名捺印された証明書が得られる場合 場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベ

| イトエルリに取、またはゴルフ場に出人りする造園業 (注)補償内容が同様のご契約 (**1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すらは保険金が支払われない場合があります。補償内容が同様のご契約をされる場合には、補償内(※1)賠償責任保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を(※2)1契約のみに補償、特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居かますので、ご注意ください。

13

ると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約か 容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(章2)。 合みます。 ら別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがあり

JCBザ・クラス ゴルファー保険

お支払いできない主な場合

	保険の種類	保険金	をお支払いできない主な場合	
賠償責任(国内·海外)		①放意によって生じた賠償責任 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償 ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任 ⑤被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物 ⑥自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)の所有、 ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合に (※)ゴルフカート自体の損害に対する賠償責任については保険金をお	責任 に対し正当な権利を有する方に対して負担する賠償責任 使用または管理に起因する賠償責任 ^(※) おいて、その約定によって加重された賠償責任	など
身	死亡保険金	①故意または重大な過失に起因するケガ		
身体傷害(後遺障害保険金	②自教行為、犯罪行為または闘争行為に起因するケガ ③脳疾患、疾病または心神喪失に起因するケガ		
国内:	入院保険金(日額)	④戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火または津波に起因するケガ	H (%)	
海外)	通院保険金(日額)	⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、 腰痛等で医学的他覚所 (※)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検		など
ゴルフ用品(国内・海外)		① 故意または重大な過失によって生じた損害 ②自然の消耗または性質による変質その他類似の事由によって生じた ③ 置き忘れまたは紛失によって生じた損害 (一般争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内呂、武装反乱その他これらに ⑤ 地震・噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた ⑥ ゴルフボールのみの盗難によって生じた損害	類似の事変または暴動によって生じた損害	など
	・ルインワン・アルバト 費用(国内のみ)	①ゴルフ場の経営者または使用人(臨時雇いを含みます。)がその経営ま ②ゴルフの競技または指導を職業としている方の行ったホールインワ ③日本国外で行ったホールインワンまたはアルバトロス		など

	用語の	ご説明
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、施設の利用について料金を徴す (注)ホールインワン・アルバトロス費用補償特約における「ゴルフ場」の	るものをいいます。 定義については、ホールインワン・アルバトロス費用の補償内容をご確認ください。
ゴルフ場敷地内	ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属	施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。
ゴルフ用品	ゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被 ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品を含みませ	
目撃	ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数(パー)より3つ少ない打数	(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。 で打った最終打のボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。
傷害	る中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒 ・急激とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故が 間的間隔のないことを意味します。	ゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時 因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 をいいます。

保険金の請求について(手続き・必要書類)

海外旅行傷害保険・海外航空機遅延保険

1.保険金請求手続き

にお持ち帰りになり、事故の日からその日を含めて30日以内に「損保ジャパンJCB事故受付デ スク」あてに事故の内容をご報告ください。 現地にて保険金請求手続きなどでお困りの場合も「日本語安心サービス |をご利用ください。

本紙の保険金請求手続きは帰国後に請求をされる場合です。現地ではP.20 ~ P.22に記載して おります「日本語安心サービス」にて必要書類のお手配から保険金支払いまでを行います。た だし病院によっては、一時的にお立て替えいただく場合がございます。帰国後保険金を請求さ れる場合には現地でしか手配できない[2必要書類]に掲げる書類(一覧表の太枠内)を忘れず

2.必要書類 ◎印は原則として必要書類、○印は場合によっては必要な書類、各請求書 類はコピーしたものでは認められません。*印は当社所定用紙があるものです。

		携行品	死 亡 促 险 仝	後遺障害	救援者	賠償責任	保険金	乗 継・	寄託手	ご案内
書類	(傷害・疾病)	保険金	(傷害)	保険金	保険金	対 人	対 物	選 延	遅延·紛失	C * PS
パスポート		0	0	0	0	0	0	0	0	日本出国・入国のスタンプのページおよび顔写真ページのコピー。
金請求書*	0	0	0	0	0	0	0	0	0	事故のご報告後郵送します。
医師の診断書	0					0				現地発行のものをお持ち帰りください。(※1)
治療費の明細書および領収書	0					0				病院への支払いが済んでいない場合は病院からの請求書で結構です。
死亡診断書または死体検案書			0		0					死亡時のもの。診断者または検案した医師または病院発行のもの。
事故証明書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	最寄り警察署または官公署発行のもの、やむを得ない場合、第三者の証明で進めることがあります。
支出を証明する書類	0				0			0	0	現地で支出した費用の領収書
示談書·示談金領収書						0	0			作成してください。ただし大きな事故の場合は安易な示談は避け「日本語安心サービス」までご相談ください。
損害額を証明する書類		0					0			損害を与えたものの価格、修理費などを証明する書類(修理費用見積書、修理費領収書)、写真など。
品明細書*		0						0	0	当社より送付する請求書の所定欄をご利用ください。
額を証明する書類		0								損害品のご購入当時の領収書、保証書をお持ちでしたら、ご提示ください。
保険金受取人の印鑑証明書			0							
の印鑑証明				0						土屋町井乳売売い取り仕はておとい
後の戸籍謄本			0							市区町村役所でお取り付けください。
相続人の戸籍謄本			0							
状			0							
後遺障害診断書*				0						必要な場合は別途保険会社よりご案内します。
他の書類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	書類 ボート 金請求書* 医師の診断書 治療費の弱願書および領収書 治療費の明細書および領収書 事故証明書 支出を証明する書類 示談書・示談金領収書 損害額を証明する書類 品明細書* 額を証明する書類 品の可鑑証明書 の印鑑証明書 の印鑑証明書	種類 保険 金 (傷害・疾病) ボート 金請求書*	種類 保 除 金 損 害 (傷害 疾病) 保 険 金 損 害 (傷害 疾病) 保 険 金 損 下 (傷害 疾病) 保 険 金 信 等 疾病 と (傷害 疾病) と (傷患 疾病) と ((Table T	((種類 保 険 金 損 害 保 険 金 (後 庫舎	Table T	Table T

※1 請求額が10万円以下の場合は診断書はなくてもかまいません。疾病の場合は事故証明書は必要ありません。 ※家族特約対象者は、健康保険証の写し、住民票などが必要となります。

※航空機遅延保険の事故証明書について

【航空機出航遅延・乗継遅延】・・・ 航空会社・旅行代理店発行の遅延(あるいは欠航)証明書 【手荷物遅延・紛失】・・・ 航空会社・旅行代理店発行の手荷物遅延(あるいは紛失)証明書

国内旅行傷害保険・国内航空機遅延保険

1.保険金請求手続き

お支払いの対象となる事故によって受傷、または亡くなられたとき、会員または保険金を受け取るべき方は、事故の日からその日を含めて30日以内に「損保ジャパンJCB事故受付デス ク」あてに事故の内容をご報告ください。

会員または保険金を受け取るべき方が保険金の請求をされるときは、「2.必要書類」に掲げる書類をご提出ください。

2.必要書類 ◎印は原則として必要書類、○印は場合によっては必要な書類、各請求書 類はコピーしたものでは認められません。*印は当社所定用紙があるものです。

ご請求になる保険金の種類	死亡	後遣	入院	手 術	通院	乗継・出航		ご案内	
必要書類	96 L	障害	人阮	丁 119	理 阮	遅 延	遅延・紛失	二 来 內	
保険金請求書*	0	0	0	0	0	0	0	必要事項をご記入のうえ署名・捺印ください。	
事故証明書	0	0	0	0	0	0	0	事故の形態により交通事故証明書・罹災証明書などをご提出ください。	
傷害状況報告書*	0	0	0	0	0			必要事項をご記入のうえ署名・捺印ください。	
死亡保険金受取人の印鑑証明書	0							市区町村役所でお取り付けください。	
会員の印鑑証明		0	0	0	0			印区両有技術でお取り刊りください。	
死亡診断書または死体検案書	0							医療機関に佐まざ佐緒ノバス」、	
後遺障害診断書*		0						医療機関に作成ご依頼ください。	
除籍後の戸籍謄本	0	0						市区町村役所でお取り付けください。	
法定相続人の戸籍謄本	0								
医師の診断書*			0	0	0			医療機関に作成をご依頼ください。	
同意書*	0	0	0	0	0			会員またはご家族が署名・捺印ください。	
委任状*	0	0	0	0	0			会員以外の方が保険金を請求・受領される場合に必要です。	
会員の参加する募集型企画旅行が宿泊を 伴うものであることを証明する書類	0	0	0	0	0			国内旅行傷害保険の場合	
その他の書類	0	0	0	0	0	0	0	必要な場合は別途保険会社よりご案内します。	
支出を証明する書類*						0	0		
損害品明細書*						0	0		

※請求金額が10万円以下の場合は診断書はなくてもかまいません。

※航空機遅延保険の事故証明書について

【航空機出航遅延・乗継遅延】・・・ 航空会社・旅行代理店発行の遅延(あるいは欠航)証明書 【手荷物遅延・紛失】・・・ 航空会社・旅行代理店発行の手荷物遅延(あるいは紛失)証明書

保険金の請求について(手続き・必要書類)

ショッピングガード保険(国内/海外)・ゴルファー保険

1保険金請求手続き

お支払いの対象となる損害が発生した場合には、会員はただちに「損保 ジャパンJCB事故受付デスク」あてに事故の内容をご報告ください。

会員の方が保険金の請求をされるときは下の「2.必要書類」に掲げる書類 をご提出ください。

※破損の場合、損害保険ジャパン株式会社にご連絡される前に被害品を処分された時は、保険金のお支 払いに差し障りの生じることがあります。

2.必要書類(ショッピングガード保険)

◎印は原則として必要書類、○印は場合によっては必要な書類、 各請求書類はコピーしたものでは認められません。

ご請和なる機会の 種類 必要書類	盗難事故 保 険 金	破損事故保 険 金	火災事故保険金	その他の 事故保険金	ご 案 内
保険金請求書 (所定用紙)	0	0	0	0	必要事項をご記入のうえ、署名・捺印ください。
罹災証明および 盗難届出済証明書	0		0		管轄の警察署・消防署でお取り付けください。
修理費請求書 または見積書		0	0	0	購入先または修理先でお取り付けください。
J C B 売 上 票 (お客様控)	0	0	0	0	
写 真		0	0	0	
その他関係書類	0	0	0	0	必要な場合は別途保険会社よりご案内します。

2.必要書類(ゴルファー保険)

	必要となる書類	必要書類の例								
1	保険金請求書および保険金請 求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、 代理請求申請書、住民票 など								
2	事故日時・事故原因および事故 状況等が確認できる書類	事故状況報告書、事故証明書、メーカーや修理 業者等からの原因調査報告書 など								
3)	被保険者が損害賠償責任を負 担することが確認できる書類	示談書 ^(※) 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調 書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など								
4	保険の対象の価額、損害の額、 損害の程度および損害の範囲、 復旧の程度等が確認できる書 類	①他人の身体の障害に関する賠償事故、被保険者の身体の傷害に関する事故の場合死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証書、源泉徵収票(2他人の財物の損壊に関する賠償事故、ゴルフ用品等に関する事故の場合修理見積書、写真、領収書(図面(写)、被害品明細書、負貸借契約書(写)、売上高等営業などした場合ホールインワンまたはアルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購留報書、祝賀会費用領収書、公安日本の場合								
(5)	保険の対象であることが確認 できる書類	売買契約書(写)、保証書 など								
6	公の機関や関係先等への調査 のために必要な書類	同意書など								
7	損保ジャパンが支払うべき保 険金の額を算出するための書 類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した 支払内訳書 など								

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

海外でお困りの際のホットラインサービス

病気やケガをされた場合や損害賠償を請求された場合、 身の回り品の盗難・損害にあった場合

24時間日本語相談

日本語安心サービス

家族特約対象者は、一部ご利用いただけないサービスがございます。

Q:どんなサービスですか?

A:ご旅行中にケガや病気をされたとき、損害賠償を請求されたり、携行品の損害が 生じたときなどさまざまな事故や、保険についてのご相談を、年中無休、通話料無 料で24時間受け付けています。日本語を話せるスタッフが応対しますので安心し てご利用ください。

※このサービスは、株式会社プレステージ・インターナショナルとの提携によりJCB ザ・クラス付帯海外旅行傷害保険の補償対象のお客様に対して提供させていただくものです。

Q:サービスの具体的な内容は?

A:次のサービスがご利用いただけます。

■事故相談サービス

ケガ、病気、持ち物の盗難、賠償責任事故といった旅行中に遭遇するさまざまな事故に関するご相談を承ります。

- ・日本人医師・もよりの医療機関の紹介・予約
- ・医療機関へのキャッシュレス治療の手配 (家族特約対象者は、キャッシュレス治療サービスはご利用できません。)
- ・医師や医療機関との緊急時の通訳サポート
- ・保険金請求に必要な書類の手配
- ・付添者、通訳などの手配
- ・警察への盗難届、事故証明書入手などのサポート
- ・賠償事故の場合の現地アジャスターとの仲介
- ・現地で保険金を受け取りたい場合の請求・支払い手続きなど (家族特約対象者は、日本帰国後の手続となります。)

Q:サービスは無料ですか?

A:はい。サービスご利用の際に発生する費用は、JCBザ・クラス付帯海外旅行傷害 保険で対象となる場合に限り、お客様のご負担とはなりません。

ただし、海外旅行傷害保険の支払対象とならない場合やかかった費用がご契約の 保険金額を超過する場合の超過部分についてはお客様のご負担となります。

Q:サービスを利用するときの申込方法は?

A:ご滞在地域により連絡先の日本語センターおよび電話番号・電話方法が異なります。 地域と連絡先をご確認の上、次ページの表の電話番号までお電話いただければ、日 本語を話せるスタッフが24時間受付をいたします。

海外でお困りの際のホットラインサービス

(日本語安心サービス)アシスタンスセンターへの連絡方法

アシスタンスセンターへの電話番号は次のとおりです。 ※携帯電話は、ご利用になれない場合があります。

北アメリカ・中南米・太平洋諸島から

お客様のご滞在先	電話番号
アメリカ本土・アラスカ・ハワイ・グァム・サイパン	1-877-243-4117
アルゼンチン	0800-666-1467
ウルグアイ	0004-019-0426
カナダ	1-877-791-2146
コロンビア	01-800-518-1441
ブラジル	0800-892-3137
ペルー	0800-54-439
メキシコ	001-800-514-6614

ヨーロッパ・中沂東・アフリカから

ヨーロッハ・中近果・アフリカから	
お客様のご滞在先	電 話 番 号
アイスランド	800–9656
アイルランド	1-800-94-8313
アラブ首長国連邦	800-081-3-0042
イギリス	0808-234-3816
イスラエル	1-809-456-613
イタリア	8007-89642
オーストリア	0-800-296-200
オランダ	0800-022-8239
ギリシャ	00800-1612-206-6613
スイス	0800-55-1068
スウェーデン	020-79-2823
スペイン	9009–58170
チェコ	800–700–975
デンマーク	8088-6981
ドイツ	0800-181-0836
ノルウェー	800–16295
ハンガリー	06-800-19046
フランス	0-800-91-5290
ベルギー	0800–73271
ポーランド	00800-811-3248
ポルトガル	800-827-645
南アフリカ	0800-98-3170
モナコ	800–93–694
ルクセンブルグ	800–27–154
ロシア	8108-002-054-4081

アジアから

お客様のご滞在先	電話番号
中国(北部)※1	108008132783
中国(南部)※1	108004812966
中国国内で、上記番号が利用できない地域	018-888-8188
香港	800-90-5122
台湾	00801-81-4652
韓国	00798-81-7-1702
シンガポール	8-008-102-354

21

お客様のご滞在先	電話番号
インド	0008-001-00-7804
インドネシア	0018-030-081-1304
タイ	001-800-814-5141
フィリピン	1-800-1816-0289
マレーシア	1-800-81-5067
スリランカ	011-242-2217

オセアニアから

お客様のご滞在先	電話番号
オーストラリア	1-800-084-046
ニュージーランド	0-800-885-078

その他の地域から

	お客様のご滞在先	電話番号
Ì	地域(国)を問わず(コレクトコール※2)	(国番号81)3-5213-0285

- ※1 中国北部···華北地区(北京市、天津市、河北省、山西省、内蒙古自治区)、東北地区(遼寧省、吉林省、黒龍江省)「河南省·山東省」
 - 中国南部・・・上記以外(上海市、重慶市など)
- ※2 その他の地域もしくはトールフリーダイヤルが利用できない場合は、コレクトコールで「損保 ジャパン日本語安心サービス」までご連絡ください。コレクトコールのかけ方は次ページを ご覧ください。コレクトコールが利用できない場合は、「損保ジャパン日本語安心サービス」 まで直接ご連絡頂急、折り返して連絡するようお申しつけください。

国事情により電話番号の変更が行われる場合があります。各番号で電話 がつながらない場合は、「損保ジャパン日本語安心サービス」にコレクト コールでおかけ直しください。

~トールフリーご利用上の注意~

滞在の国・地域によってはトールフリーに対応していない公衆電話や、接続の際に国内通話料相当額が必要とされる場合があるほか、電話機種や回線事情により利用できない場合や、ホテルなど客室内の電話からおかけの際、サービス料や利用料がかかる場合もありますので、ご利用時には現地でご確認ください。また、日本国内から海外ローミングやレンタルなどした携帯電話からトールフリーにご連絡された場合、滞在国内通話料相当額がかかりますのでご注意ください。この場合の通話料及びサービス料・利用料はお客様負担となります。また、電話番号は最新のものを掲載しておりますが、事務所移転、現地電話番号体系の変更などやむを得ない事情により変更となる場合があります。

■国際電話のかけ方

●コレクトコールのかけ方

お客様自身で直接、またはどなたかに頼んでセンターにコレクトコール(料金受信人払い通話)で電話をしてください。

※ご滞在地域の事情によりコレクトコールを依頼できない場合があり、この 場合の電話料金は自己負担となりますのでご注意ください。

■オペレータに国際電話(コレクトコール)を申し込む場合の英会話例: ホテルの客室からかける場合、まず受話器をとってオペレータを呼び出 します。

オペレータ: This is the overseas operator. May I help you? (オペレータです)

お客様: I want to make an overseas collect call to Paris. Telephone number is 1-4185-8560 for Prestige International. This is Miss Michiko Aoki in room 201.

(コレクトコールをお願いします。電話番号は1-4185-8560のプレステージ・インターナショナルです。こちらは201号の青木みち子です。)

オペレータ: Hang up, please.

(一度切ってお待ちください)

※Hold the line please.と言われたら、電話を切らずにそのまま待ちます。

オペレータ: Thank you for waiting. Prestige International is on the line. Go ahead, please.

(お待たせしました。出ましたのでお話ください。)

- ■オペレータが、こう言ったら……
- ・Hold on, please. または、Hold the line, please.(受話器を切らずにそのまま待つ)
- ・Hang up (and wait), please.(一度切って待つ)
- ・Mr.A is on the line.(Aさんが出ました)
- ・Go ahead, please.(どうぞお話しください)
- ・The line is busy. または、The number is busy. (お話し中)

●フリーダイヤル・インターナショナルトールフリー

(料金無料)

ご利用可能地域が決まっております。

「フリーダイヤル | ➡ 原則同国内から。

「インターナショナル・トール・フリー」 → P.21、P.22の地域から。

「コレクトコール | ➡上記以外の地域から。

基本的には相手の電話番号を直接ダイヤルします。

たとえば、ニューヨークから日本語安心サービスに電話をかける場合

1-877-243-4117

アメリカ本土・アラスカ・ハワイ・グァム・サイパンからの日本語安 心サービストールフリーダイヤル

※センターに電話が通じたら、ケガまたは病気の状況・原因および現在地、その他担当者が 求める情報を冷静にお知らせください。

■お問い合わせ先

保険内容によってお問い合わせ先が異なりますので、ご確認のうえお問い合わせください。

海外・国内旅行傷害保険、国内・海外航空機遅延保険、 ショッピングガード保険、ゴルファー保険について

海外旅行中にケガ・病気をされた場合や、損害賠償を請求された場合、 携行品の損害が生じた場合などは「日本語安心サービス」(P.20~22) をご利用ください。

●日本国内での連絡先

『損保ジャパンJCB事故受付デスク (JCBカード自動付帯サービス専用)』

0120-258-554

受付時間 9:00AM~5:00PM 日·祝休

●上記受付時間外および海外からの連絡先 (海外からご連絡の場合、コレクトコール利用可) 『損保ジャパン日本語安心サービス』 03-5213-0285(有料)

受付時間 24時間 年中無休

※『損保ジャパンJCB事放受付デスク』における事故受付の際、保険会社がJCB会員資格有効性を確認するために、会員番号をご申告いただいております。

その他、JCBザ・クラス付帯サービス全般について

●ザ・クラス・メンバーズデスク

0120-022-733

受付時間 9:00AM~8:00PM 年中無休

MEMO	MEMO